

令和3年度第3回安城市自立支援協議会 次第

日時：令和4年3月16日（水）
(書面会議)

1 議題

- (1) 令和4年度共生のまち部会及び各グループの課題及び取組み（報告）
.....資料1（P1～P13）
- (2) 令和4年度研修スケジュールについて（報告）
.....資料2（P14）
- (3) 要綱の改正について（報告）
.....資料3（P15～P17）

2 その他

- (1) 令和4年度の安城市自立支援協議会 開催予定について
第1回 日時：令和4年6月22日（水）午後1時30分～午後3時
場所：へきしんギャラクシープラザ 講座室
第2回 日時：令和4年10月27日（木）午後1時30分～～午後3時
場所：安城市役所（予定）
第3回 日時：令和5年3月23日（木）午後1時30分～～午後3時
場所：安城市役所（予定）

(2) ご意見、ご質問等について

全体を通して内容を確認いただき、ご意見、ご質問等がありましたら、令和4年3月30日（水）までに、電話、FAXまたはE-mailで安城市役所障害福祉課障害給付係までご連絡いただきますようお願いします。

連絡先

安城市役所 障害福祉課 障害給付係 杉浦
〒446-8501 安城市桜町18番23号
電話 0566-71-2259（直通） FAX 0566-74-6789

議題（1）令和4年度共生のまち部会及び各グループの課題及び取組みについて

● 共生のまち部会

課題1	体制変更について
取組み (予定)	令和2年度に体制変更を行い、令和3年度実施したが、体制変更について評価を行い、よりよく体制を整えられるようにする。

課題2	地域課題の集積、次年度課題作成のプロセス整理
取組み (予定)	障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画との連携を考えた課題の抽出、取組みを検討する。

課題3	安城市自立支援協議会（本会議）との連携
取組み (予定)	<ul style="list-style-type: none">・本会議側から共生のまち部会に検討してほしいと依頼を受けたり、共生のまち部会側から本会議で考えてほしいというようなやり取りができるように検討する。・本会議委員との連携ができるように、本会議委員に共生のまち部会等へ参加してもらえるような体制を整える。

● こどもグループ

課題 1	グループワークを通じて事業所間の繋がり強化
取組み (予定)	グループワークにより少人数となる事で意見の言いやすい環境を作り、事業所の会議への参加率向上及び繋がり強化を図っていく。

課題 2	支援者のスキルアップ研修会の実施
取組み (予定)	基幹相談センターの研修及び児童福祉法に基づいて、虐待防止研修を実施する。また、アンガーマネジメント、支援方法などによる支援力の強化及び質の向上を行う研修についても検討する。

課題 3	保護者同士の交流の為の意見交換会の実施
取組み (予定)	こどもグループの認知度の向上を図ると共に、保護者が我が子の将来を見据えられるように、保護者同士の交流の場の提供及び保護者支援力の向上を図っていく。

● くらしグループ

課題 1	パソコンセンタードシェアタイム（本人中心の支援）
取組み (予定)	本人中心の考え方を学び、関係機関等の情報共有、連携を行うことで本人中心のサービスを行い、サービスの質の向上を目指す。 必要に応じて、事例検討や権利擁護に関わる内容の情報共有、情報発信や勉強会を行う。

課題 2	施設入所者等の地域生活への移行
取組み (予定)	<ul style="list-style-type: none">・何が課題なのかを抽出する。・なぜ地域移行が進まないのか？を議論する。・安城市で（に）住みたいのに住めない原因を探る。・地域資源の把握や活用方法などの情報収集を行う。

課題 3	くらしグループの会議の参加率
取組み (予定)	グループの会議に参加する事業者数が減少しており、どうやったら参加をしてもらえるか、参加しやすい環境などを考えながら行う。

● はらくグループ

課題 1	在宅での生活以外の選択肢
取組み (予定)	<p>福祉と繋がってない方や在宅で過ごされている方が、就労系、通所系の事業所がどのような活動を行っているか知らないため、生活の選択肢として在宅での生活を選ばざるを得ない状態になっている。</p> <p>現在福祉とつながっていない方、在宅で過ごされている方及び地域住民に向けて、はらくグループに参加している事業所、関係機関などが協力をして、事業所紹介の会（仮）を開催し、他事業所の活動や、事業種別を障害者本人・その家族に知ってもらう事で障害者本人の人生の選択肢を増やすようにする。</p>

課題 2	障害者雇用の促進
取組み (予定)	<p>企業側への障害者雇用について制度、仕組み、現状の周知を行うことや就労支援のネットワーク強化を目指すため、市役所・商工会議所・ハローワークなどが協力して障害者雇用の促進につなげる為のセミナーの開催を行う。</p> <p>また、事例検討を行ったり、当事者の方の困り事や不安、ニーズなどを聞き取り、関係支援者が連携してサポートをする事で、本人を中心の考えを促進する。</p>

課題 3	福祉業界で活躍してもらえる人材の確保
取組み (予定)	教育委員会と連携をすすめ、市内の学校に向けて、福祉の仕事の魅力・やりがいを知ってもらう取組みを行う。また、共生のまち部会と連携して、福祉業界で活躍できる人材の増加を目指す。

課題 4	事業所の空き状況の共有
取組み (予定)	回数・時期を関係機関と検討して決定する。どんな障害特性を持った方が利用しているかなど、調査項目の変更も行う。

● きかく・けんしゅうグループ

課題 1	企画・研修を行うまでのプロセス修正
取組み (予定)	地域課題を洗い出し、ルールや様式を見直すとともに、積極的な企画等の立案をしていただけるよう広報を行う。

課題 2	障害福祉の普及啓発
取組み (予定)	<ul style="list-style-type: none">・自立支援協議会として情報発信が出来るよう、講演内容や講師について取りまとめを行う。・学校・町内会・その他機関に対し、自立支援協議会として障害福祉の情報を発信していくにはどのような体制が必要かを検討する。

● そだんグループ

課題 1	総合的、専門的な相談支援の実施
取組み (予定)	医療・保健所・児童相談所・地区社協・包括・居宅介護等の多種職、他機関との連携を、事例等を通じ具体的な連携を検討する。

課題 2	地域課題の分析
取組み (予定)	これまでの例外的支給及び地域体制強化共同支援加算について振り返りをし、課題のカテゴリー分けを行うとともに、共生のまち部会と地域課題を共有する。

● こころグループ

課題 1	保健、医療及び福祉関係者による重層的な支援体制の構築
取組み (予定)	<ol style="list-style-type: none">1 地域移行・地域定着支援の進捗状況の確認2 ピアサポートーの活躍の場の検討3 当事者や介護関係者の会議参加に向けての協議

● とうじしゃグループ

課題 1	特性に合ったコミュニケーションの方法の検討
取組み (予定)	コミュニケーションが取りやすくなれば、より多くの人に、情報を伝えることも、意見を聞けるようにもなるため、特性に合ったコミュニケーションの方法を検討する。

課題 2	困りごとの定期的な発信
取組み (予定)	解決しても、しなくても発信し続けることで、問題意識を持つ人が増えていけば何か変わるかもしれないため、共生のまち部会と情報共有する。また、外部の人たちとも情報共有し、輪を広げていけるよう検討する。

課題 3	障害者差別解消法に基づく啓発
取組み (予定)	<ul style="list-style-type: none">・何が差別なのか明確にする。・差別されたと感じた時の体験を共有する。・差別解消に向けて対応する方法を検討する。・行政に通報しやすいシステムの構築、周知する。・障害福祉計画をわかりやすくする（情報の壁への対応）。

課題 4	とうじしゃの交流会を開催
取組み (予定)	リモートになっても開催できる会議内容を考える。コロナ感染状況や天候により、予定変更や中止するのではなく、開催することを優先する。

● 地域生活支援拠点等

課題 1	地域生活支援拠点等コーディネーターや委託相談業務における対応の在り方
取組み (予定)	地域生活支援拠点等コーディネーターや委託相談業務において、「どこまで」、「どのように」に対応すべきかと判断に迷う事例が多くあったため、相談・コーディネート業務における実際の対応事例をもとに、各業務における対応の在り方等について検討する。

課題 2	緊急時における短期入所事業所の受入依頼について
取組み (予定)	<ul style="list-style-type: none">・一昨年度から運用している「緊急時対応シート」について、提出済みの方についてはフォローアップを通じて実際の緊急時に備える。・再度相談支援事業所に依頼し、緊急対応が必要となる方のリストアップを進める。・コーディネート、委託相談業務で関わりのある方のリストアップについて検討する。・短期入所事業所において緊急対応を可能とするための方策（例えば空床確保等）について検討する。・日中サービス支援型グループホームなど、短期入所サービスを提供する事業所が市内に新設された場合において、拠点の取り組みに協力してもらえるよう働きかけていく。

● 医療的ケア児者事業所会議

課題 1	市内医療的ケア児・者実人数調査の実施計画相談と分析
取組み (予定)	市内医療的ケア児者の実態を把握することで様々な課題へ取り組むための根拠資料とするために実施する。分析した結果等で連絡会での課題の提示等に活用する。

課題 2	医療的ケア児・者のためのロードマップ（相談先紹介版）作製と啓発
取組み (予定)	医療的ケア児者の成長に伴う各イベント時にどのような機関が相談に対応できるかを明確にした資料を本年度で完成する。完成した資料の配布方法や使用場面など啓発等も計画する。

課題 3	防災アンケートを基にした関係部署との連携や当事者への啓発活動
取組み (予定)	防災アンケート結果（令和3年度実施）から避難先や避難所の機能など正確な情報が当事者やその家族に浸透していないことが課題として明確となった。この課題解決のため、関係部署に結果を共有し生活な情報の周知など課題解決の方法を検討する。

課題 4	医療的ケア児・者の家族交流会の計画と実施
取組み (予定)	令和 3 年度に実施できなかった家族交流会を再度計画する。医療的ケア児者の重症度に比例し、地域社会との交流が困難となる過程が多く、さらには医療的ケアという当事者・家族以外に理解を得られることことが困難な事柄のため、当事者交流を促進するための交流会を計画する。対面とオンラインのどちらでも行えるよう方法を検討する。

議題（2）研修スケジュール（令和4年度）について

日時	研修内容	講師	対象
5月11日 午後	虐待防止設置委員会の機能	鎌田博幸氏	市内事業所
6～7月	成年後見制度について	未定	市民・一般
8～9月	精神障害者に対応した面接技法	未定	主に相談業務に携わる方
12～1月	担当者会議（グループワーク）	山北氏・本多氏 鈴木氏	主に相談業務に携わる方
1月	虐待防止に関する研修	未定	事業所

議題（3）要綱の改正について

令和4年4月1日からグループ支援型移動支援を開始するため、安城市移動支援事業実施要綱を下記のとおり改正します。

記

安城市移動支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域生活支援事業として、屋外での移動が困難な障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）について、外出のための支援をするサービス（以下「移動支援サービス」という。）の提供に関する事業（以下「事業」という。）を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、安城市とする。

2 市長は、居宅介護等個別給付サービスを提供している指定事業所（平成18年9月末日において、外出介護サービスを提供している指定事業所で、同年10月1日から移動支援サービスを提供する事業所を含む。）に事業を委託することができる。

（対象者）

第3条 事業の利用の対象となる者は、法第19条第2項及び第3項に規定する支給決定に係る居住地を市内に有する者のうち、外出時に移動の支援が必要であると市長が認めた障害者等とする。

（事業の内容）

第4条 事業の内容は、移動支援サービスを提供する者（以下「提供者」という。）が、移動支援サービスを受ける者（以下「利用者」という。）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動その他の社会参加のための外出の支援するものとする。ただし、通勤、通学、通所、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出その他社会通念に照らし市長が不適当と認める外出の支

援を除くものとする。

- 2 事業の実施方法は、提供者と個別的支援が必要な利用者とのマンツーマンによる個別支援型又は1名の提供者が複数の利用者に対して同時支援を行うグループ支援型とする。
- 3 提供者は、移動支援サービスの提供中においては、利用者を常時介護できる状態でなければならない。

(提供者の資格)

第5条 提供者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する指定居宅介護等の提供に当たる者としての資格を有する者とする。

(利用の申請及び決定)

第6条 移動支援サービスを利用しようとする者（その者が18歳未満の場合は、その保護者）は、地域生活支援事業給付費支給申請書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、面接調査等を行い、移動支援サービスの提供が必要と判断したときは、当該申請をした者に対し、地域生活支援事業支給（却下）決定通知書及び地域生活支援事業受給者証を交付するものとする。

(費用の額)

第7条 個別支援型の移動支援サービスの提供に関する事業に要する費用の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額に準じて定める額とする。

- (1) 身体介護を伴う場合 法に基づく居宅介護サービス費の通院等介助に係る身体介護を伴う場合の単位時間単価にサービス提供時間帯加算を加えて算定される額
 - (2) 身体介護を伴わない場合 法に基づく居宅介護サービス費の通院等介助に係る身体介護を伴わない場合の単位時間単価にサービス提供時間帯加算を加えて算定される額
- 2 グループ支援型の移動支援サービスの提供に関する事業に要する費用の額は、前項に規定する個別支援型の移動支援サービスの提供に要する費用としての報酬単価の額に100分の75を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(費用の負担)

第8条 事業に要する費用の負担については、安城市地域生活支援事業実施要綱

(平成18年10月1日施行)の定めるところにより行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 第5条に規定する移動支援サービスの提供者の資格については、この要綱の施行の日から平成19年9月30日までの間の移動支援サービスの提供にあつては、同条中「修了した者」とあるのは、「修了した者又は平成19年9月30日までに修了する予定の者」とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。